

## 第1 趣旨

信州の森林づくり事業実施要領（昭和55年3月3日54営林第405号）（以下「事業実施要領」という。）の要領別紙6林地残材等有効活用支援事業第4第3項の規定に基づき、一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下「協会」という。）が交付する補助金の手続等を定めます。

## 第2 用語の定義

この規程で使用する用語の定義は次のとおりです。

### 1 林地残材

民有林における主伐、間伐及び森林病虫害被害木などの伐採により施業地で発生する枝条等で、竹材も含まれます。具体的には枝条、根本材（たんころ）、曲がりや細い材等で通常は未利用となる木質資源です。

### 2 木質バイオマス施設等

県内にある木質バイオマス発電施設、ボイラー施設、薪・炭製造等の施設です。

## 第3 事業内容等

### 1 事業内容

#### (1) 林地残材の集積

主伐により発生する林地残材を、木質バイオマス施設等へ出荷するために実施する集積作業（施業地での収集、集積など）

ただし、信州の森林づくり事業で補助申請をした若しくは補助申請する特殊地拵え、林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）及び森林病虫害対策の更新伐の施業地は対象となりません。

#### (2) 林地残材の搬出

林地残材を、木質バイオマス施設等へ出荷する搬出作業（積込、運材、仕分けなど）

#### (3) 枝条圧縮等作業

林地残材を木質バイオマス施設等へ出荷する時に、運搬効率化を図る目的で行う枝条圧縮等の作業。（圧縮、裁断、チップ化など）

ただし、施業地から木質バイオマス施設等までの最短の道のりが30km未満の場合は対象となりません。

### 2 補助対象事業者

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者、林業事業体、その他協会理事長（以下「理事長」という。）が認める者です。

3 1の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前計画書（様式第1号）を作成し、理事長が指定する期日までに提出してください。

- 4 理事長は、前項3で提出された事前計画書の内容を確認し、申請者へ確認結果（採用又は不採用）を通知します。
- 5 3の事前計画書提出後に、施業地を追加または廃止する場合は、変更計画書（様式第2号）を理事長に提出してください。
- 6 理事長は、前項5で提出された変更計画書の内容を確認し、やむを得ないと認める場合は同意します。

#### 第4 事業実施基準

##### 1 実施基準

- (1) 補助対象は、対象年度の4月1日以降に出荷が確認された林地残材とします。ただし、事業実施要領第2に規定された予定調書に記載されている施業地は、4月1日以前に出荷された林地残材を含むことができます。
- (2) 事業規模は、林地残材の出荷量が10t以上です。
- (3) 樹種の限定はありません。
- (4) 申請者と木質バイオマス施設等との間で、5年間以上の林地残材等の安定供給取引に関する協定（様式第3号）の締結が必要となります。  
ただし、本規程に基づく協定で、対象年度から5年間以上の有効期間がある場合は必要ありません。
- (5) 林地残材を集積する時期は、主伐後から地拵え実施前とし、主伐と同時に行う場合も補助の対象となります。ただし、地拵え以降に実施する場合は、原則、補助の対象となりません
- (6) 枝条等（枝条、根本材）が、出荷量（重量）全体の概ね半数以上とします。
- (7) 他の補助金等事業との重複はできません。
- (8) アカマツ材の取り扱いにあたっては、長野県のアカマツ林施業指針を遵守してください。

#### 第5 補助金の計算等

補助金額は、事業内容ごとに次の方法により算出した額（以下、「定額」という。）になります。  
なお、出荷量は、施業地ごとに木質バイオマス施設等へ出荷した量の合計で、整数以下は切り捨てます。

- (1) 林地残材の集積  
施業地ごとの出荷量の合計に1,700円/tを乗じた額が補助金額の定額となります。
- (2) 林地残材の搬出  
施業地ごとの出荷量の合計に1,300円/tを乗じた額が補助金額の定額となります
- (3) 林地残材の運搬効率化  
施業地ごとの出荷量の合計に500円/tを乗じた額が補助金額の定額となります

#### 第6 補助金交付申請

申請者は事業終了後速やかに、理事長へ補助金交付申請（様式第4号）と関係書類（様式第5号、第6号、第7号）を添付し提出してください。なお、施業地ごとに申請することができます。

## 第7 補助金の交付

### 1 事業調査

理事長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、調査員を指定し速やかに事業調査を行います。

### 2 調査調書の作成

調査員は、調査結果を理事長に復命するとともに、調査調書（様式第8号）及び補助金交付明細書（様式第9号）を作成します。

### 3 補助金額の確定

理事長は、第7の2に基づき補助金の額の確定を行い、申請者に通知（様式第10号）します。

## 第8 補助金の請求

申請者は、第7の3の確定通知に基づき補助金交付請求書（様式第11号）を理事長に提出します。

## 第9 その他

1 林地残材の活用は現場ごとに種々取り組みが異なることもあることから、現場作業の効率化を推進していくため、実行経費や取り組み事例の調査等、申請者は今後の林地残材の活用の推進に協力していただくこととなります。

2 この事業は、長野県の補助事業を活用していますので、長野県の補助金等交付規則（昭和34年3月23日長野県規則第9号。）、信州の森林づくり事業補助金交付要綱（平成27年3月31日26森推第861号林務部長通知。）、信州の森林づくり事業実施要領（昭和55年3月31日54営林第405号林務部長通知。）及びその他関係通知を遵守していただくこととなります。

3 補助金の返還等につきましては、長野県の補助金等交付規則の第4章「補助金等の返還等」の規定を準用いたします。

付則 この規程は、令和8年度林地残材等有効活用支援事業から対象となります。